

令和8年7月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	翔礼交通株式会社（法人番号：7370601001031） 代表者 鈴木 善雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 宮城県塩竈市越の浦1-119-12 (千葉営業所) 千葉県富里市七栄810-39
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和7年10月8日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年7月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年7月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイビーエス（法人番号：2010401090141） 代表者 奥谷 恭一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区芝大門1-2-14-512 (千葉営業所) 千葉県柏市布施812-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月22日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)